

「監理技術者制度運用マニュアル」改正案に関する意見の募集について

平成 28 年 10 月 28 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
国土交通省土地・建設産業局建設業課
TEL：03-5253-8111（代表）
（ 内 線 2 4 7 4 4 ）

監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付国総建第315号国土交通省総合政策局建設業課長通達）等をもって従来から運用してきたところです。

これに関し、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成28年6月22日）において、①元請の監理技術者等と下請の主任技術者について施工体制においてそれぞれが担う役割を明確化する必要があること、②大規模工事における監理技術者の補佐的な役割を担う技術者を別途配置することが望ましい旨を明確化する必要があること、③工場製品について監理技術者等は適宜合理的な方法で品質管理を行うことが必要であること、④工事の一時中止等により監理技術者等の専任が不要となった期間に当該技術者に他の専任工事への従事を認めることについてその範囲や認める場合の具体的な方法等の検討が必要であることが提言されました。

今般、この提言等を踏まえ、適正な施工確保のための技術者制度検討会の審議を経て、監理技術者制度運用マニュアルを改正することとしましたので、上記①から④に係る改正部分について、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。頂いたご意見につきましては、担当部局においてとりまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

＜意見募集要領＞

1. 意見募集対象

監理技術者制度運用マニュアル（改正案）の上記①から④に係る改正部分
（別紙の備考欄に、意見募集対象①から④の該当箇所を記載）

2. 意見募集期限

平成28年11月11日（金）（必着）

3. 意見送付要領

別添の意見提出様式に日本語にてご記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。

（1）電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）

電子メールアドレス：kengyo@mlit.go.jp

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(2) F A Xの場合

F A X 番号 : 03-5253-1553

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

(3) 郵送

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設業課 パブリックコメント担当 宛

※ 件名を「「監理技術者制度運用マニュアル」改正案に関する意見」と明記してください。

※ 意見募集対象①から④のいずれに該当するご意見か明記してください。

※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話等によるご意見はご遠慮願います。

※ 頂いたご意見に対する個別の回答は致しておりません。

※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おきください。(匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

(別添)

[意見提出様式]

国土交通省土地・建設産業局建設業課パブリックコメント担当宛

「監理技術者制度運用マニュアル」改正案に関する意見

氏名：

会社名／部署名：

住所：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

理由：

【お問い合わせ先】国土交通省(03-5253-8111)

土地・建設産業局建設業課（内線 24744）